

令和7・8年度神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクト運営業務委託 仕様書

1. 目 的

本業務は、実用性の高い介護ロボットや ICT 機器・ソフトウェア（アプリ）、先進的な福祉用具等（以下「介護テクノロジー」という。）に関して、以下を目的として実施していくものである。

- ・介護現場の業務負担軽減、人材確保・定着及び生産性向上に向け、介護事業者による介護テクノロジーの導入を促進すること
- ・企業による介護テクノロジーの開発・事業化及び販路拡大を促進すること
- ・本プロジェクトによる企業支援を通じ、プロジェクトに参画した企業の神戸医療産業都市への進出を促進すること

本業務において、介護ロボットとは、ロボット技術（センサー、駆動系、知能・制御系）を活用して、介護者の負担軽減や、被介護者（高齢者、障害者、虚弱者等）の自立支援、機能障害の回復と社会復帰の促進を目的とした介護テクノロジーをいう。ICT 機器・ソフトウェア（アプリ）とは、ICT・ソフトウェアの活用により、介護現場の職員間の情報共有や記録・請求等の業務を効率化し、介護者の負担軽減を図ることや、職員と被介護者のコミュニケーションを支援すること等を目的とした介護テクノロジーをいう。福祉用具とは、その他広く介護者の負担軽減や被介護者の自立支援、機能回復訓練に資する器具をいう。

2. 概 要

本業務は上記の目的の達成のため、介護事業者（神戸市内に限る）・介護テクノロジーの開発企業（以下「企業」という。）等のニーズを把握し、以下に挙げる事業を実施していく。（個別具体的な業務内容は「4. 委託業務内容」に記載）

- （1）介護事業者・企業等を対象とした相談支援窓口（事務局）の設置・運用
- （2）介護事業者・企業間のネットワークの構築
- （3）介護テクノロジーの導入に関する介護事業者の理解促進

3. 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 委託業務内容

- （1）介護事業者・企業等を対象とした相談支援窓口（事務局）の設置・運用
 - ・本プロジェクトの効率的かつ効果的な実施に向けて、事業全体の運営および進捗管理等を行うための事務局を設置するとともに、企業（国内外問わず）、介護事業者等からの問い合わせ・相談に対応し、必要に応じた支援を実施すること。
 - ・相談支援窓口の設置については、委託契約締結後速やかに、神戸市内に対面及びオンラインでの相談支援業務が可能な形で設置すること。開設日時については、平日9時～17時（事前予約にて土日祝も対応可）が望ましいが、具体的には受託者が提案すること。
 - ・介護事業者・企業等への相談対応および支援にあたっては、本事業において令和4年度に作成した「介護テクノロジー導入促進の手引き」を適宜活用すること。また、必要に

応じてその改定を行い、介護事業者・企業等への周知を図ること。

- ・相談支援窓口での対応記録を作成し、適切に保管すること。
- ・本プロジェクトに関するウェブサイト（日本語版・英語版）の開設（作成・運用・保守管理・更新作業含む）を含む広報を、受託者及び神戸市が保有する介護事業者、企業、関連団体とのネットワークを活用して実施すること。
- ・介護テクノロジーの導入により活用できる国、県、市の制度（補助金、生産性向上推進体制加算※¹など）や、ケアプランデータ連携システム※²の導入に関する問い合わせ・相談に対応し、制度の活用に向けた助言・支援を実施すること。
- ・令和7年度に新設される「介護テクノロジー導入促進技術・サービス開発及び実証支援補助金※³」採択企業を含め、介護事業者と企業をつなぎ、本プロジェクトにおいて蓄積された情報を提供するとともに、介護事業者における試行導入や企業による実証等に向けた橋渡しを行うこと。
- ・神戸市への進出を検討する企業については、市への橋渡し、並びに市の誘致施策の情報提供等を行うこと。

※¹ テクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するため、委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに効果に関するデータ提出を行うことを評価する介護報酬上の加算

※² 令和5より本格運用となった居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで簡潔にできる仕組み

※³ 介護テクノロジーを導入することにより、どれくらい介護現場の業務改善や生産性向上が達成されるかを定量的に示し、介護事業者による機器の導入を促す技術・サービスの開発及び実証試験を行う民間事業者への補助制度（予算額 20,000 千円）

（2）介護事業者・企業間のネットワークの構築

- ・本プロジェクトの認知度を高め、多くの介護事業者（特に介護テクノロジー未導入の事業者）や企業の参画が得られるよう、イベント等を通じて、神戸市における介護テクノロジーの普及に資するネットワークを構築すること。
- ・本プロジェクトに参加する介護事業者・企業双方からの情報収集・分析を行うこと。
- ・これまで本プロジェクトに参加した介護事業者・企業における介護テクノロジー導入の進捗状況に関する追跡調査を行い、必要に応じて支援を行うこと。
- ・具体的な手法や数値目標等については、受託者が提案すること。

（3）介護テクノロジーの導入に関する介護事業者の理解促進

- ・介護事業者（特に介護テクノロジー未導入の事業者）に対して、訪問やオンラインなどで積極的にコンタクトを取り、「介護テクノロジー導入促進の手引き」も適宜活用しながら、介護テクノロジーの導入に繋がるよう、細やかな支援を行うこと。
- ・介護テクノロジーの導入により活用できる国、県、市の制度（補助金、生産性向上推進体制加算※¹など）や、ケアプランデータ連携システム※²の情報を整理し、セミナー等で情報提供を行うとともに、制度の活用に向けた助言・支援を行うこと。
- ・具体的な手法や数値目標については、受託者が提案すること。

5. 業務実施報告

月次定例会を行い、以下の内容を含む業務に関して、月次の進捗状況を報告すること。また、会議の際の議事録を作成し、開催後すみやかに本市へ提出すること。

各年度末には、本市に対し対面で報告会を実施し、業務実施報告を行うこと。報告内容は、以下の内容を含む業務実施報告書を各年度について作成・提出し、本市の承認を得ること。内容については、以下を必須とする。

- (1) 相談支援窓口の対応実績（対応記録については、本市の要請に応じて随時報告すること）
- (2) 介護事業者及び企業に提出を求め収集した資料
- (3) 広報用のチラシ類
- (4) 介護テクノロジーの導入に関する介護事業者の理解促進のため、訪問やオンラインなどで支援を行った介護事業者名及び支援内容
- (5) 介護テクノロジー導入に至った介護事業者名、導入製品名
- (6) イベント等の開催実績、設定した数値目標の達成状況
- (7) 上記の他、本プロジェクトの実施過程で作成した資料等については、本市の要請に応じて提出すること。

※各種提出物は、できる限り編集可能な元データも添付すること。

【納入期限】

令和8年3月31日（業務実施報告書【令和7年度分】の提出を含む）、及び
令和9年3月31日（業務実施報告書【令和8年度分】の提出を含む）とする。

6. その他

- (1) 各種提案については、市が提供する令和6年度の本プロジェクト実施結果に係る資料を踏まえたものとする。
- (2) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」「情報セキュリティ遵守特記事項」に基づくものとする。また、契約締結時には本市様式「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」を本市へ提出すること。
- (3) 選定委員会における付帯意見を踏まえ、業務を行うこと。
- (4) 業務開始にあたっては、実施体制、実施スケジュール、事故発生時の対応等を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。
- (5) 本業務の内容に疑義が生じた際は、本市と協議の上定めること。特に実施事業についてやむをえず変更する必要がある場合には、その理由とともに、具体的な変更後の計画を神戸市に提案し、承認を得ること。
- (6) 本プロジェクトの成果物に係る著作権、所有権その他の権利等一切の権利は、本市に帰属する。受託者は、本市が本契約中だけでなくその以後においても、必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作権人格権を行使しない。
- (7) 全ての事業実施に際して、社会情勢に応じた対応（例：新型コロナウイルス感染症に対する感染防止措置）を徹底すること。